

消費生活クエスト

～「契約」と「オンラインゲーム課金」編～

LV.1 買った本は返品できる？



書店で人気ゲームの攻略本こうりやくを買って帰ったら、おうちの人に「お兄ちゃんも同じ本を持っているでしょ!」と言われた。お店に持って行ったら返品できるかな?

A : 返品できる

VS

B : 返品できない

クイズに チャレンジ するのじゃ!



答えは 2 ページ

LV.2 クレジットカードって、勝手に使ってもいいの？



オンラインゲームでレベルアップするためにアイテムが欲しい。友だちが「おうちの人クレジットカード番号を入力したらゲットできるよ」と言っていた。おうちの人にだまって、クレジットカード番号を入力してもいいのかな?

A : よい

VS

B : ダメ

答えは 3 ページ

Lv.1

買った本は返品できる？

書店で人気ゲームの攻略本こうりやくを買って帰ったら、おうちの人に「お兄ちゃんも同じ本を持っているでしょ！」と言われた。お店に持って行ったら返品できるかな？

せい かい
正解は、



B : 返品できない

契約は「買う人」と「売る人」の合意で成立するんじゃよ。

だから、本を買うことは契約になるんじゃ。契約が成立すると、自分の都合で契約をやめることはできないんじゃ。よく考えてから買い物をしてほしいんじゃぞ。



これらも契約じゃぞ。

この本をください！

売る人



わかりました。ありがとうございます。

買う人

契約成立

スマホを使う



バスに乗る



たこ焼きを買う



ヘアカットに行く



ネットで靴を買う



本当に必要な？

- どうしても必要
- 同じようなものを持っている
- ゆずってもらったり、借りたりできる

使えるお金はあるかな？

- お金がある
- お金が足りない
- ➔ お金をためる
- 家族に相談する

買い物前にチェック！

どんな商品かな？

- お店の人に聞く
- 持ってる人や友だち、家族の意見を聞く
- パンフレットやチラシを見る

どこで買うのかな？

- スーパーマーケット・ショッピングモール
- 専門店 (文房具店など)
- 通信販売 (ネットショッピングなど)

LV.2

クレジットカードって、勝手に使ってもいいの？

オンラインゲームでレベルアップするためにアイテムが欲しい。友だちが「おうちの人のクレジットカード番号を入力したらゲットできるよ」と言っていた。

おうちの人にだまって、クレジットカード番号を入力してもいいのかな？

せい かい
正解は、



B: ダメ



おうちの人のクレジットカードを勝手に使用してはいけません。

クレジットカードを使うことは、お金を支払うことと同じじゃぞ!!
キャリア決済*という支払い方法も一緒じゃ。ゲームのアイテムを買うことは「契約」になるんじゃよ。

けいたい
※携帯電話料金とあわせて商品などの代金を支払うこと。



オンラインゲームの課金に注意!

- ・はじめるときは無料でも、ゲームを進めていくとアイテムなどが有料になることがあるので注意しよう。
- ・あらかじめ、おうちの人などと相談して、課金する場合のルールを決めよう!

ほかのクイズにもチャレンジするのじゃ!



消費生活クイズ

消費生活
名人
になれるかな



保護者の方へ

18歳未満の若者のオンラインゲームに関する相談が増えています。

保護者に無断でクレジットカードを持ち出す、保護者が設定したパスワードを入力してキャリア決済を行うなど、子どもが保護者の知らないうちに課金してしまうケースが多くなっています。

スマートフォン等の端末にクレジットカード情報を登録している場合は、**カードの利用明細や利用限度額を確認しておきましょう**。お子さまが無断でクレジットカードを利用してしまった場合、カード名義人である保護者が管理責任を問われることもあります。キャリア決済も含め**推測されやすいパスワードの使用を避け、適切に管理しましょう**。



利用明細を確認



お子さまのアカウントを管理・保護し、お子さまが利用できる機能にあらかじめ制限をかける「ペアレンタルコントロール」を活用しましょう。また「フィルタリングサービス」は、不適切な情報へのアクセスを遮断したり、インターネット上でのトラブルを防いだりするのに役立ちます。

犯罪やトラブルからお子さまを守るために、日頃からクレジットカードは適切に管理しましょう。クレジットカードやゲーム課金のしくみについてわかりやすく教え、ゲームの遊び方などを話あうことが大切です。

令和4(2022)年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられました

成年になると、親権者の同意なしに契約などができるようになります。未成年者が親権者の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた未成年者取消権※によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者契約の取消しはできませんので、より注意が必要です。

※ただしお小遣いの範囲での契約や、「成人している」など嘘をついて行った契約は未成年者契約の取消しができないことがあります

困ったときは一人で悩まずに

消費者ホットライン 188
(局番なし)

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します

大阪府消費生活センター

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10
ATC ITM棟3F

監修：大阪教育大学教授 大本 久美子
制作委託：公益財団法人 関西消費者協会

大阪府 若者向け
消費者教育情報サイト



消費者教育推進大使 もずやん

12 つくる責任



大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。消費生活相談は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、[12. つくる責任]のゴール達成に寄与するものです。